

へいせい ねん がつ にち
平成29年11月22日

なかま りようしゃ みなさま
仲間（利用者）の皆様

かぞく みなさま
家族の皆様

ちいき みなさま
地域の皆様

かんけいきかん みなさま
関係機関の皆様

ほうこく わ ご報告とお詫び

わたし達が運営する、川崎市内の共同生活援助事業所（知的障害のある人
たちのグループホーム）にて、仲間から預かっている大切なお金を勝手に遣っ
てしまいました。

ざんねん つか
残念ながら遣ってしまったのは当時の事業所の職員です。

なかま しんらい うらぎ こころ きず
仲間の信頼を裏切り、心を傷つけてしまったことが最大の問題で、法人の
りねん じんせい そんざい しえん えんじょ しんとう げんいん
理念である「人生（存在）への支援・援助」が浸透していなかったことが原因
です。今後、法人を挙げて、再発防止と信頼の回復に取り組んでいく所存です。

わたし達は仲間の幸せを願う立場の人間です。30数年間に渡って地域での
く おうえん たちば かか じけん なかま
暮らしを応援してきました。その立場であるにも関わらず、この事件で仲間、

かぞく みなさま しみん みなさま かんけいきかん みなさま ふあん あた しんらい うらぎ
家族の皆様、市民の皆様、関係機関の皆様へ不安を与え、信頼を裏切ったこと

ふか わ
を深くお詫びいたします。

なかま みなさま ふあん しょくいん なん そうだん たち
仲間の皆様、不安なことがあれば職員に何でも相談してください。わたし達

せいじつ こんご いっしょ あゆ
は誠実にこたえていきます。今後一緒に歩んでいきましょう。

まこと かって ねが しょうち とうほうじん めい なかま
誠に勝手なお願いなのは承知していますが、当法人では 550名もの仲間が

ちいき しあわ もと く めい なかま ほうじん
地域で、それぞれの幸せを求めて暮らしています。この 550名の仲間を法人と

ぜんりょく おうえん ちいき お みなさまがた いっそう おうえん あたた
しても全力で応援いたします。地域に於ける皆様方には一層の応援、温かい

みまも ねが いた
見守りをお願い致します。

しゃかいふくしほうじん どうあいかい
社会福祉法人 同愛会

平成 29 年 11 月 21 日
社会福祉法人同愛会

共同生活援助「ウィズバル事業所」利用者預り金横領事件について

平成 29 年 9 月 7 日に判明した川崎事業本部・共同生活援助「ウィズバル事業所」における利用者預り金横領事件につきましては、これまで信頼をお寄せいただいた利用者の皆さん、ご家族を裏切ることとなり、誠に申し訳なく心より深くお詫び申し上げます。
ついでには以下に、事件の概要及び当該事件に対する法人の対応と再発防止策等についてご報告申し上げます。

1. 横領による被害者人数及び被害金額

ウィズバル事業所は、「ウィズバル」・「ディアバル」・「めりあ」の 3 グループホーム（各ホーム定員 6 名、計 18 名）で構成されています。

事件は、元事業所責任者が利用者 18 名中 14 名から総額 9,855,382 円を横領したものです。

2. 被害者及び保護者等に対する対応

① 利用者等への説明

横領の事実、被害者及び被害額が確認された段階で、9 月 12 日から 24 日の間、被害者 14 名の個別訪問等を通じて謝罪と事実経過の説明を行いました。

② 被害額の返済

上記の横領金額については、本人が全額を返済しました。

③ グループホーム利用者の動向

信頼を寄せていた管理者が行った事件を知り、ホームを退所した利用者が 1 名ありました。

なお、他の利用者 17 名は引き続き、各ホーム利用を続ける意向を確認しています。

3. 横領事件を受けて法人の対応

① 横領した元職員

平成 29 年 9 月 19 日 懲戒解雇。

平成 29 年 9 月 22 日 神奈川県警察本部告訴センターへの告発。

② 川崎事業本部元副本部長（当該事業所会計責任者）

平成 29 年 10 月 31 日 法人理事会の処分を受けて退職。

③ 川崎事業本部元本部長

平成 29 年 10 月 26 日 業務執行理事及び川崎事業本部本部長辞任。

4. 再発防止策等

- ① 共同生活援助「ウィズバル事業所」利用者預り金横領事件第三者委員会を発足
委員構成は有識者4名（弁護士・大学教授・公認会計士・川崎市内障害者支援施設長）。平成29年10月24日に第1回委員会を開催し、事件に対する検証及び再発防止策の検討に着手しました。
- ② 評議員会、理事会及び法人本部
この事件は、法人の管理職が利用者の信頼を裏切り、心を傷つけてしまったことが最大の問題です。正に、法人の理念である「人生（存在）への支援・援助」が浸透していなかったことが原因であります。今後、法人を挙げて、再出発に向け取り組んで参ります。
- ③ グループホーム等の利用者預り金の管理については、法人「利用者預り金等取扱規程」を見直し、預り金管理の仕組みを改善します。
- ④ 職員雇用時における労働契約の締結にあたっては、利用者代表との間で「職員の虐待防止」を求める契約を結び、利用者本位の仕事の位置づけを行います。

5. 委員会報告書の開示

上記第三者委員会における委員会報告書については、本ホームページで開示し、再発防止に対する社会福祉法人としての社会的責務を果たしていく所存です。

以上